



自由民主党神奈川県第13選挙区 支部長

# まるた こう一郎



## 【政治活動の法令の明確化を罰則規定とセットで！】

政治資金パーティで得た収入の未記載問題。司法における罰とは別に、党としての処分が下されたものの、政治資金に対する不信は止みません。最近では、総理による商品券配布が大きな批判を呼んでいます。

「庶民感覚とズれている」という指摘は、全くその通りと感じますし、政治活動にかかる資金には税金がかからないという「特権」にあぐらをかいてきたことは大いに反省すべきです。また、法令違反に対しては厳格な処分が下されるべきだと考えます。

他方で、政治に関する法令の「曖昧さ」には疑問を感じます。政治資金にしても、政治活動・選挙活動に対する法令も、規定が曖昧です。私も政治活動を始めて2年、都度、選挙管理委員会や関係者に確認をしていますが、「問題にならないとわからない」というものが多くあります。

これは、「政治」というものが本来政府による制約を受けず、自由に行われるために、ある程度の「曖昧さ」を認められてきた歴史があるのだと思いますが、現在は、政治活動の首を絞め始めていると感じます。

SNSをはじめ国民の批判・指摘が直接的に世論に働きかけ、拡大する現在、「法律上の責任」に至らない「倫理的・道義的責任」こそが政治的には致命的になっています。司法によって判断がされる「法律上の責任」はマルバツが明確ですし、「罰」を受けるという

「終わり」があります。他方、「倫理的・道義的責任」はその判断が曖昧であり、また、どこまで行っても責任の取りようがなく、終わりなき責任追及は致命傷になります。

交通ルールに例えるのであれば、「スピード違反はダメ」といいながら、法令速度の規定がなく、また罰則規定もないようなものです。私はどこまでがダメで、その「ダメさ」に応じた罰則を設けることが、国民の納得感にも政治活動の自由につながると考えます。そして、罰則を定める議論の中で、その違反の軽重についてもよく議論をしたらしいと考えます。

皆さんのご意見も是非、お教えください。

## 【まるた'S フォト】 地元地域や団体のイベント等に参加をさせていただきました



### お知らせ～information～

#### 事務所移転のご案内

この度、下記住所に事務所を移転することとなりました。お近くにお越しの際にはお気軽にお立ち寄りください。

【新事務所】大和市桜森3-6-14 ※相模大塚駅北口より徒歩5分

まるた こう一郎(丸田 康一郎)  
自由民主党神奈川県第13選挙区 支部長  
神奈川県出身。39歳3児の父。  
サラリーマン家庭で育つ。高校時代は3番サード。俳句甲子園準優勝。  
東京大学・コロンビア大学院卒。経済産業省・総理官邸で15年。  
官邸時代は毎朝10キロジョギング。Xで1日1句発信中！

#### 【まるたこう一郎事務所】

〒242-0028  
神奈川県大和市桜森3-6-14  
TEL:(046) 264-5666  
FAX:(046) 259-8711

#### 応援のお願い

まるたこう一郎の政治活動を応援いただける方を募集しています。後援会への入会やポスター掲示、チラシのポスティング等にご協力いただける方は事務所までご連絡ください。

まるたこう一郎の活動は からもご覧いただけます

